

令和5年度当初予算額：213百万円

1. 施策の目的

- いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(197百万円)】

学校外からのアプローチによるいじめ防止対策の推進に向け、①～②の取組を一体的に実施。

①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う。

(開発・実証のイメージ)

- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組であること
- ・関係部局・関係機関との連携体制を構築していること
- ・②と連携し、取組効果が検証可能な形で進めること
- ・ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること

※一部民間事業者を活用することも可

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

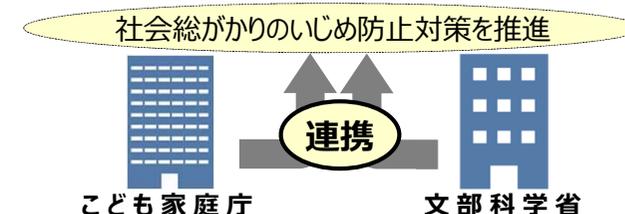
各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴走支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

【(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用(3.5百万円)】

- ・重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言
- ・再調査事例の分析等を通じた重大事態調査の運用改善等

【その他】いじめ防止に係る広報・啓発 など

契約自治体
旭川市、堺市、八尾市、熊本市
松戸市、伊勢市、箕面市、福岡県



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止の首長部局における取組をモデル化

(公社) 子どもの発達科学研究所
に委託

9月5日付けで8名の専門家を
いじめ調査アドバイザーとして委嘱

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ①実証地域（首長部局）での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村（箇所数：8自治体程度）

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

【委託先】 民間団体等（1団体）

(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用

【実施主体等】 国が専門家に委嘱

令和5年度事業「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」 各自治体の事業計画（主な取組）

地域におけるいじめ防止対策の体制整備を推進するため、地域の実情も踏まえて活用可能な学校外（首長部局）からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けたモデルケースを構築することを目指す。

(1)実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

→自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う

(2)実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成 ※公益社団法人子どもの発達科学研究所に委託

→各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴奏支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

①北海道 旭川市

令和5年4月に、首長部局に「いじめ防止対策推進部」を新設。同部と教育委員会の「いじめ対策担当」が一体となって事案の情報を共有し、それぞれの専門性を生かしていじめ問題に対処。

・いじめ相談窓口を設置し、こどもや保護者からの相談に直接対応【新規】

→返信はがき付きチラシ、いじめ相談専用フリーダイヤル開設、オンライン相談、相談アプリを利用したチャット相談

・いじめ解消後の問題解決に至るまで被害者に寄り添った支援を行う体制を構築【新規】

→専門職の支援体制整備（SSW、心理士、弁護士）

・その他

→学校が把握した全てのいじめ事案に係る情報を首長部局が収集、いじめ事案の対応状況確認、地域活動を行う市民等を対象としたいじめ防止出前講座の開催

②大阪府 堺市

令和4年7月に、首長部局に「いじめ不登校対策支援室」を設置し、相談窓口を開設。

・臨床心理士等の専門職を有するNPO法人への委託【拡充】

→保護者の同意を得て、専門家が出向いてこども本人の意向や意見を直接聴く（NPO法人に委託）とともに、こどもの気持ちや特性に合った対応を実施し、早期解消を図る

令和5年度事業「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」 各自治体の事業計画（主な取組）

③大阪府 八尾市

令和2年4月に、首長部局に「いじめから子どもを守る課」を設置し、同年10月には「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定・施行。教育委員会と協働し、いじめに関する相談対応、弁護士による教職員向けいじめ予防・対応研修などを実施。

・いじめ報告相談アプリの導入【新規】

→市が市立学校在校生に貸与している一人一台のタブレット端末に、アプリをインストール
臨床心理士及び教諭経験者とが直接相談を受ける体制

・市立学校におけるいじめ事象の実態調査【拡充】

→教育委員会の調査で認知されたいじめ事案について、個人情報保護の上、全件、首長部局で共有
福祉的課題の対応のため、社会福祉士等のソーシャルワーカー及び臨床心理士等を配置

・福祉部門等の関係部局・関係機関との連携【拡充】

→社会福祉士等が中心となり、いじめ事案の当事者や関係者とその家族が抱える課題を把握し、支援機関が果たす役割を調整

・その他

→「いじめ防止啓発強化月間（仮称）」の設定、市内の就学前児童におけるいじめの実態調査

④熊本県 熊本市

首長部局に新設組織を設置予定。先行して、こどもの権利に関する課題の解決を図るこどもホットラインを設置し、相談員兼調査員（新規）を配置。既存の学校教育コンシェルジュと連携を図り、対応する。

・相談しやすい環境の整備【拡充・新規】

→児童生徒のコミュニケーション支援として、いじめの兆候のみならずSOSをキャッチするシステムを導入
一人一台端末を活用し、SNSを活用した学校・教育委員会以外の相談ルートを開設（相談ルートの複線化）

・地域人材と連携したいじめ事案の早期把握【新規】

→地域におけるこどもの居場所等において、NPO法人や主任児童委員と連携して早期にいじめ事案を把握

・その他

→こどもの人権にかかわる事象・案件が速やかに首長に報告される仕組みの整備、事実確認のための首長部局による調査等、
中立的な助言・保護者に寄り添った対応、解決に向けた法的な関与

令和5年度事業「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」 各自治体の事業計画案（主な取組）

⑤千葉県 松戸市

市長部局からのアプローチを整備することで、当事者が相談しやすい窓口を選択できるようにするとともに、関係部署が互いの強みを活かし、連携して対応を重ねていくことで、いじめ解消につなげていく。

・「いじめ相談窓口（仮称）」を設置し、専門スタッフによる相談体制を構築

→教育委員会・学校等への相談に抵抗がある方などもいじめの相談ができるよう、市長部局にいじめ相談を専門に行う窓口を新設し、心理士、ソーシャルワーカー、弁護士など専門知識を有するスタッフによる相談体制を整備

・従来の相談方法に加え、LINEを活用した相談体制を整備

→対面や電話・メール相談に加え、LINEを活用し、休日や夜間を含む時間帯でも相談ツールとして用いることで、当事者に合った様々な方法で相談ができる環境を整備

・関係部署と連携した対応（対応策の検討、経過観察、アフターケア）

→関係部署（教育委員会、家庭・児童分野等）で情報共有した上で対応を協議（いじめ相談個別ケース会議（仮称））し、それぞれの強みを活かした対策を展開するとともに、定期的に同会議で情報共有・協議を行い、ステップを重ねることで、いじめ解消につなげていく

⑥三重県 伊勢市

市長部局におけるいじめ解消・被害者支援の仕組みづくりや、市長部局と教育部局が密に連携できる体制を構築し、いじめの重大化を防ぐとともに、いじめの影響による将来的な福祉課題の発生を防ぐ環境を整備する。

・「こどもいじめ相談窓口」を設置し、こども・保護者等からの相談に直接対応

→来所、訪問、電話相談等のほか、LINEを活用したチャット相談を実施

・いじめ相談アプリの導入

→公立小中学校（小4～中3）一人一台端末に専用アプリを導入し、夜間もリアルタイムで相談を受ける体制を構築

・被害者に寄り添った支援体制の構築

→被害者への相談対応・支援、福祉サービスが必要な場合の適切なつなぎ（手続等含む）、法的な手続きに関する助言等を実施するとともに、被害者（加害者）の背景（家庭環境等）を踏まえ、関係機関と連携・協働し支援

・支援関係機関等に対する研修の実施

→職員、関係機関、地域支援者等を対象とした研修を実施

令和5年度事業「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」 各自治体の事業計画案（主な取組）

⑦大阪府 箕面市

市長部局に「（仮称）いじめ相談・解決室」を新設。相談窓口開設の周知等を行い、「行政的アプローチ」、「法的アプローチ」に取り組む。

・相談窓口に関する周知、情報収集

→域内全児童生徒にセンターのチラシを配布

域内全保護者にいじめ問題へのアプローチやセンターの業務内容を記載したチラシを配布

・行政的アプローチ

→いじめの初期段階から、被害児童生徒、加害児童生徒、保護者、学校などに積極的に関与し、調査・助言を行う。対応後は教育的アプローチに移行し、再発防止のための見守りを行う。事案に応じ、教育委員会・学校に助言

・法的アプローチ

→被害者側の弁護士相談費用などの補助制度を創設

⑧福岡県

知事部局が学校外の立場から、学校への相談を迷ういじめや学校への相談後、第三者による支援を希望するいじめの相談を受け付け、いじめに悩む子どもや保護者を支援する。

・「いじめレスキューセンター」の設置

→県内の小中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校におけるいじめの解消のための調整を行うセンターを知事部局に新設。子どもや保護者からの相談を受け付け、支援員（心理士、社会福祉士等）が専門員（弁護士）からの助言を踏まえ、学校からの聞き取り、解消に向けた具体策の協議等を行う。

など